

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

KDD I 株式会社

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	8
1 貸借対照表	9
2 損益計算書	11
3 個別注記表	12
4 移動電気通信役務収支表	22
第四部 参考情報	23
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	24
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し 取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額	24
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	24
4 用語解説	24
5 その他	25

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した検証報告書を受領しております。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの検証報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 29 期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

http://www.kddi.com/corporate/ir/library/jigyo_hokoku/index.html

独立した監査法人の検証報告書

平成25年6月20日

K D D I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

京 都 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 ㊟

社 員 公 認 会 計 士 高 津 靖 史 ㊟

社 員 公 認 会 計 士 中 村 源 ㊟

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第29期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の移動電気通信役務収支表について検証を行った。この移動電気通信役務収支表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から移動電気通信役務収支表に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る費用及び収益を移動電気通信役務収支表として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が会社法に基づく監査を実施した第29期事業年度の計算書類等を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会実務指針第43号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に移動電気通信役務収支表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した費用及び収益の配賦基準となる数値の検証も含め全体として移動電気通信役務収支表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の移動電気通信役務収支表が、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に基づき、KDDI株式会社の第29期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の移動電気通信役務及び移動電気通信役務以外の電気通信役務に係る収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は代表社員・社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

1. 貸借対照表

事業者名 KDDI株式会社

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固 定 資 産		(2,744,131)	I 固 定 負 債		(842,592)
A 電 気 通 信 事 業 固 定 資 産		(1,734,761)	1. 社 債		259,997
(1) 有 形 固 定 資 産		(1,544,444)	2. 転換社債型新株予約権付社債		200,666
1. 機 械 設 備	2,634,085		3. 長 期 借 入 金		242,648
減 価 償 却 累 計 額	2,060,461	573,624	4. リ ー ス 債 務		92
2. 空 中 線 設 備	617,247		5. 退 職 給 付 引 当 金		10,355
減 価 償 却 累 計 額	290,162	327,085	6. ポ イ ン ト 引 当 金		89,970
3. 端 末 設 備	10,433		7. 完 成 工 事 補 償 引 当 金		5,409
減 価 償 却 累 計 額	7,921	2,511	8. 資 産 除 去 債 務		2,445
4. 市 内 線 路 設 備	192,808		9. そ の 他 の 固 定 負 債		31,007
減 価 償 却 累 計 額	137,603	55,205	II 流 動 負 債		(836,064)
5. 市 外 線 路 設 備	99,953		1. 1年以内に期限到来の固定負債		168,868
減 価 償 却 累 計 額	96,066	3,887	2. 買 掛 金		66,151
6. 土 木 設 備	61,778		3. 短 期 借 入 金		147,315
減 価 償 却 累 計 額	39,162	22,615	4. リ ー ス 債 務		207
7. 海 底 線 設 備	53,527		5. 未 払 金		266,537
減 価 償 却 累 計 額	47,808	5,718	6. 未 払 費 用		6,409
8. 建 物	366,255		7. 未 払 法 人 税 等		92,683
減 価 償 却 累 計 額	212,143	154,111	8. 前 受 金		57,705
9. 構 築 物	77,461		9. 預 り 金		13,548
減 価 償 却 累 計 額	50,168	27,293	10. 賞 与 引 当 金		16,180
10. 機 械 及 び 装 置	7,355		11. 役 員 賞 与 引 当 金		158
減 価 償 却 累 計 額	7,161	193	12. 東 日 本 大 震 災 に よ る 損 失 引 当 金		49
11. 車 両	1,097		13. 資 産 除 去 債 務		248
減 価 償 却 累 計 額	816	281	負 債 合 計		(1,678,657)
12. 工 具 、 器 具 及 び 備 品	76,206				
減 価 償 却 累 計 額	58,873	17,333			
13. 土 地		245,595			
14. リ ー ス 資 産	1,147				
減 価 償 却 累 計 額	862	285			
15. 建 設 仮 勘 定		108,702			
(2) 無 形 固 定 資 産		(190,317)			
1. 海 底 線 使 用 権		3,403			
2. 施 設 利 用 権		10,022			
3. ソ フ ト ウ ェ ア		170,510			
4. の れ ん		3,322			
5. 特 許 権		0			
6. 借 地 権		1,426			
7. そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		1,630			
B 附 帯 事 業 固 定 資 産		(36,325)			
(1) 有 形 固 定 資 産	35,388				
減 価 償 却 累 計 額	11,538	23,849			
(2) 無 形 固 定 資 産		12,475			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
C 投資その他の資産	(973,044)	(純資産の部)	
1. 投資有価証券	76,230	I 株 主 資 本	(2,194,582)
2. 関係会社株式	602,083	1. 資 本 金	141,851
3. 出 資 金	252	2. 資 本 剰 余 金	(367,144)
4. 関係会社出資金	8,380	(1) 資 本 準 備 金	305,676
5. 長期貸付金	7	(2) その他資本剰余金	61,468
6. 関係会社長期貸付金	28,033	3. 利 益 剰 余 金	(2,031,587)
7. 長期前払費用	116,479	(1) 利 益 準 備 金	11,752
8. 繰延税金資産	110,938	(2) その他利益剰余金	
9. その他の投資及びその他の資産	41,266	固定資産圧縮積立金	627
貸倒引当金	△10,627	特別償却準備金	981
II 流 動 資 産	(1,166,101)	別途積立金	1,754,233
1. 現金及び預金	52,840	繰越利益剰余金	263,992
2. 受取手形	22	4. 自 己 株 式	△346,001
3. 売 掛 金	901,468	II 評価・換算差額等	(36,502)
4. 未収入金	38,057	1. その他有価証券評価差額金	36,502
5. 貯 蔵 品	50,663	III 新 株 予 約 権	490
6. 前 払 費 用	11,516	純 資 産 合 計	(2,231,575)
7. 繰延税金資産	52,091		
8. 関係会社短期貸付金	71,244		
9. その他の流動資産	6,777		
貸倒引当金	△18,581		
資 産 合 計	3,910,233	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,910,233

2. 損益計算書

事業者名 KDDI株式会社

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,332,637
(2) 営業費用		
1. 営業費	613,781	
2. 運用費	57	
3. 施設保全費	258,915	
4. 共通費	2,435	
5. 管理費	70,579	
6. 試験研究費	6,629	
7. 減価償却費	349,997	
8. 固定資産除却費	23,537	
9. 通信設備使用料	404,077	
10. 租税公課	40,615	1,770,627
電気通信事業営業利益		562,010
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		1,033,441
(2) 営業費用		1,130,305
附帯事業営業損失		96,864
III 営業外収益		465,145
1. 受取利息	1,566	
2. 有価証券利息	35	
3. 受取配当金	11,944	
4. 為替差益	3,390	
5. 雑収入	7,257	24,194
IV 営業外費用		
1. 支払利息	5,321	
2. 社債利息	5,709	
3. 支払補償費	2,002	
4. 雑支出	3,422	16,456
V 特別利益		472,883
1. 固定資産売却益	581	
2. 投資有価証券売却益	1,006	
3. 新株予約権戻入益	512	2,100
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損失	1,060	
2. 減損損失	77,577	
3. 固定資産除却損失	21,661	
4. 投資有価証券評価損	517	
5. 関係会社株式評価損	1,662	102,479
税引前当期純利益		372,505
法人税、住民税及び事業税		154,550
法人税等調整額		△13,393
当期純利益		231,348

3. 個別注記表

事業者名 KDDI株式会社

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
-----	---

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

機械設備	主として定率法
機械設備を除く有形固定資産	定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
空中線設備、市内線路設備、 市外線路設備、建物、構築物、	5年～21年
工具、器具及び備品	

無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、年金資産及び信託資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (14年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (14年) による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金 将来の「auポイントプログラム」等ポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完成工事補償引当金 引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

賞与引当金	従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
役員賞与引当金	役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。
東日本大震災による損失引当金	平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する見積額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(会計方針の変更に関する注記)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に計上しておりました「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 767百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の金融機関借入に対して、同社株式を担保に供しております。なお、期末日時点に対応する債務はありません。

(2) 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第4条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

社債 20,000百万円

2. 偶発債務等

(1) 借入金等に対する保証 157,841百万円

(2) 借入金に対する経営支援念書 856百万円

(3) 事業所等賃貸契約に対する保証 6,521百万円

(4) ケーブルシステム供給契約に対する偶発債務 4,702百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 28,033百万円

短期金銭債権 83,758百万円

長期金銭債務 367百万円

短期金銭債務 83,997百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳額 一百万円

(累計額) (16,011百万円)

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額 50,463百万円

貸出実行残高 40,401百万円

未実行残高 10,062百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	137,285百万円
関係会社に対する営業費用	252,293百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	12,592百万円

2. 固定資産売却益

581百万円

固定資産売却益は、土地等の売却に伴う不動産売却益324百万円、その他の設備等の売却益256百万円であります。

3. 固定資産売却損

1,060百万円

固定資産売却損は、土地等の売却に伴う不動産売却損1,050百万円、その他の設備等の売却損9百万円であります。

4. 減損損失

77,577百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
旧800MHz帯遊休設備 (東京・名古屋・大阪他)	電気通信事業用	建物、空中線設備、機械設備等	67,538
国内伝送路、遊休資産等 (東京他)	電気通信事業用	市内線路設備、海底線使用権、 市外線路設備等	10,038

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、周波数再編に伴う平成24年7月の旧800MHz帯設備の使用停止に合わせ、当該設備のうちの共用設備について、他周波数帯への転用計画を策定しました。

この結果、転用しないこととなった設備については、将来使用見込みの無い遊休資産に該当することから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額67,538百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物28,914百万円、空中線設備17,583百万円、機械設備17,565百万円、その他3,474百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価は合理的な見積りに基づき評価しており、売却や他への転用が困難であるものについては0円としております。

当事業年度において、国内伝送路の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,038百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、市内線路設備6,212百万円、海底線使用権1,105百万円、市外線路設備899百万円、その他1,820百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は鑑定評価額等によっており、売却や他への転用が困難であるものについては0円としております。

5. 固定資産除却損

21,661百万円

固定資産除却損は、旧800MHz帯遊休設備の撤去に係る撤去費19,784百万円及び除却費1,870百万円並びにその他6百万円であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	退職給付引当金	2,164
	賞与引当金	6,884
	貸倒引当金繰入超過額等	15,146
	ポイント引当額	34,092
	未払費用否認額	3,767
	減価償却費超過額	37,335
	固定資産除却損否認額	1,822
	棚卸資産評価損否認額	2,402
	未払事業税	6,744
	減損損失否認額	59,407
	前受金否認額	19,439
	投資有価証券評価損	1,832
	東日本大震災による損失引当金	20
	その他	955
	繰延税金資産小計	192,017
	評価性引当額	△6,648
繰延税金資産合計		185,368
繰延税金負債	特別償却準備金	△568
	その他有価証券評価差額金	△20,077
	株式交換利益	△1,692
繰延税金負債合計		△22,338
繰延税金資産の純額		163,029

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2百万円
減価償却費相当額	2百万円

2. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

取引に係る市場リスクでは当社のデリバティブ取引は、貸借対照表上の資産及び負債の有するリスク回避を目的としておりますが、金利取引には金利変動のリスクが存在しております。

また、信用リスクでは当社のデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関である為、相手方の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

デリバティブ取引は、社内規定及びこれに付随して細目を定める各規定に基づき、財務・経理担当部門が、当該案件毎に権限規定に定める決裁権者による稟議決裁を受け、格付の高い金融機関との間でのみ行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	52,840	52,840	—
(2) 売掛金	901,468		
貸倒引当金（※1）	△18,581		
	882,887	882,887	—
(3) 未収入金	38,057	38,057	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	66,191	66,191	—
(5) 関係会社短期貸付金（※2）	40,401	40,401	—
(6) 関係会社株式	349,198	326,474	△22,724
(7) 関係会社長期貸付金（※3）	58,877	59,691	814
資産計	1,488,453	1,466,543	△21,909
(8) 買掛金	66,151	66,151	—
(9) 短期借入金	147,315	147,315	—
(10) 未払金	266,537	266,537	—
(11) 未払費用	6,409	6,409	—
(12) 未払法人税等	92,683	92,683	—
(13) 預り金	13,548	13,548	—
(14) 社債（※4）	349,996	363,243	13,247
(15) 転換社債型新株予約権付社債	200,666	271,960	71,293
(16) 長期借入金（※4）	321,517	326,450	4,933
負債計	1,464,827	1,554,300	89,473

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払費用、(12) 未払法人税等、(13) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(14) 社債、(15) 転換社債型新株予約権付社債、(16) 長期借入金

社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式	10,038
関係会社株式 非上場株式	252,884
関係会社出資金	8,380

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	390,057百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	348,345百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	3,898百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジャパンケーブルネット株式会社	東京都中央区	34,872	CATV局の運営サポート	所有 直接28.5% 間接70.9%	資金の支援 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	△4,450	関係会社 長期貸付金	5,000
									関係会社 短期貸付金	29,700
							利息の受取	275	未収入金	5
関連会社	UQコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	23,925	ワイヤレスブロードバンドサービス	所有 直接32.3%	借入金の債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	157,800	—	—
							保証料の受取	328	未収入金	79

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ジャパンケーブルネット株式会社への資金の貸付は、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付期間に対応する利率を合理的に決定しております。なお、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。

(注2) UQコミュニケーションズ株式会社への債務保証は、同社の金融機関借入に対する債務保証であり、取引金額は期末時点の保証残高であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,918円65銭
2. 1株当たり当期純利益	302円66銭

当社は、平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成25年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式の分割について)

当社は、平成25年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で、次のとおり株式の分割を実施いたしました。

1. 株式の分割の目的

株式の分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年3月31日(日)(当日は休日につき実質的には平成25年3月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

① 株式の分割前の発行済株式総数	448,481,800株
② 株式の分割により増加した株式数	448,481,800株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	896,963,600株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	1,400,000,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成25年3月14日(木)	
② 基準日	平成25年3月31日(日)	※実質的には平成25年3月29日(金)
③ 効力発生日	平成25年4月1日(月)	

3. その他

(1) 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(株式会社ジュピターテレコム株式の取得)

当社は、平成25年4月17日に、株式会社ジュピターテレコム（以下、J:COM）の株式を公開買付けにより644,115株追加取得いたしました。この結果、当社が所有する同社の株式数は2,777,912株（注）となり、議決権比率が40.47%に達したことから、実質支配力基準により、同日付けで連結子会社といたしました。

（注）この他、当社では同社株式152,904株を有価証券管理信託に付しております。当該株式は信託契約により当社がその議決権を行使することができないため、上記株式数には含まれておりません。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

名 称	株式会社ジュピターテレコム
事業内容	ケーブルテレビ局の統括運営を通じた有線テレビジョン放送及び電気通信事業、ケーブルテレビ局及びデジタル衛星放送向け番組供給事業統括 等
営業収益 (注)	376,835百万円
株主帰属当期純利益	41,623百万円
株主帰属資本	454,547百万円
総資産額	812,030百万円

（注）平成24年12月31日現在（J:COM有価証券報告書（第19期）より）

J:COMは米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国会計基準」）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社であるジャパンケーブルネット株式会社との将来的な統合も視野に入れ、ケーブルテレビ事業での顧客基盤の拡大を図るとともに、J:COMのメディア事業と当社の電気通信事業の融合により、当社の成長戦略である3M戦略におけるシナジーの拡大を図ることを目的とし、同社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

(3) 企業結合日

平成25年4月17日（公開買付の決済開始日）

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社ジュピターテレコム

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	31.08%
企業結合日に追加取得した議決権比率	9.38%
取得後の議決権比率	40.47%

なお、当社と住友商事株式会社が同数の議決権を保有するN J株式会社（当社の持分法適用関連会社）が、同公開買付けにより553,679株（議決権比率8.09%）を取得したことから、当社はN J株式会社を通じて4.05%を間接的に所有しております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業といたしました。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

(1) 取得の対価

79,226百万円（追加取得分） （参考）N J株式会社 68,338百万円

(2) 取得に直接要した費用

取得に直接要した費用は未確定です。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

（注）計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。

4. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDDI株式会社

事業年度 自 24年4月 1日
至 25年3月 31日

(単位 百万円)

役務の種類	営業収益	営業費用												営業利益	摘要
			営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税 公課			
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)	703,863	528,057	203,740	—	60,664	820	21,969	2,036	90,824	5,462	128,848	13,692	175,805	
	データ伝送役務	1,096,000	742,873	281,077	—	119,296	980	26,864	3,135	183,472	13,238	94,360	20,446	353,127	
	小計	1,799,863	1,270,931	484,818	—	179,960	1,800	48,833	5,171	274,297	18,701	223,208	34,138	528,932	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		532,773	499,696	128,963	57	78,954	634	21,745	1,457	75,700	4,836	180,868	6,476	33,077	
合計		2,332,637	1,770,627	613,781	57	258,915	2,435	70,579	6,629	349,997	23,537	404,077	40,615	562,010	

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku_kaikei/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

その一端が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項）で定めるものであって、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））で指定された次の電気通信設備。

- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 2 号の伝送路設備
- ・ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

- ・ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ PHS（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他の移動体通信（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）